三重県ハンディキャップサッカー連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、三重県ハンディキャップサッカー連盟と称する。

第2章 目 的

(目的)

第2条 本連盟は、三重県ハンディキャップサッカーを統括し代表する団体として、三重県内における障がいのある人々のサッカー競技の普及および振興を図るとともに、サッカーを通してスポーツに親しむ心を養い、チーム間、地域間の相互交流を行い、障がいのある人々が健康で自立した生活を促進することを目的とする。

第3章 事業

(事業)

- 第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 三重県ハンディキャップサッカーフェスティバルの主管 (サッカー競技会・サッカー教室)
 - (2) 同一目的を持つ他団体との連携・協力
 - (3) 三重県サッカー協会との連携
 - (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 会員及び役員

(会員)

第4条 本連盟の会員はチーム会員と個人会員、ならびに本連盟の目的に賛同する団体及び個人の 賛助会員とする。

(登録申請)

- 第5条 会員となるには、原則として連盟所定の申込書に記入し、申請するものとする。
- 2 会員は年度ごとの登録とし、毎年年度始めに申請するものとする。ただし、新規の登録申請は 随時行うものとする。

(会費)

第6条 会員は、次に定める会費を本連盟に納めるものとする。

(1) 正会員 一人につき 年間会費 6000円

(2) 準会員団体 一団体につき 年間会費 3000円

- (3) 準会員個人 一人につき 年間会費 200円
- (4) 賛助会員 ーロにつき 年間会費 1000円

ただし、正会員については登録時期により金額が異なるものとする。

(退会)

- 第7条 本連盟からの退会は随時受け付けるものとする。
- 2 納入された会費は、理由のいかんに関わらず払い戻さない。

(役員)

- 第8条 本連盟に次の役員を置く。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 理事 数名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 顧問 数名

(役員の選任)

- 第9条 役員の選任は、次の方法によるものとする。
 - (1) 理事長は、理事の互選による。
 - (2) 理事及び監事は、各加盟団体からの推薦に基づき、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
 - (3) 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第10条 役員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長は、連盟全体を代表し、業務を総括する。
 - (2) 理事は、理事会を構成し、会務を議決・執行する。
 - (3) 監事は、連盟の経理を監査する。
 - (4) 顧問は、理事会からの諮問に応じて意見を述べる。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

(招集)

第12条 理事会は、理事長が招集し、議長を務める。

(理事会)

- 第13条 理事会は、次にあげる事項を討議し、議決を行う。
 - (1) 事業計画、予算計画の決定
 - (2) 事業報告、決算の承認

- (3) 本連盟主催主管の大会、行事等に関する事項
- (4) 会費の決定に関わる事項
- (5) 役員ならび、FID 三重県選抜チーム監督、スタッフ選任
- (6) 規約の改廃
- (7) その他必要な事項

(理事会の定足数及び議決)

- 第14条 理事会の定足数及び議決
 - (1) 理事会は、役員の2分の1以上の出席を持って成立する。
 - (2) 理事会の決議は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - (3)会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面で表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合は委任状をもって出席したものとみなす。

第6章 FID 三重県選抜チーム

(FID 三重県選抜チーム)

第15条 本連盟の準会員から選抜された選手で構成されたチームを「FID 三重県選抜チーム」と称する。

(監督、コーチ、主務)

第16条 選抜チームの監督、コーチ、主務は本連盟より選任する。

(選手の選考)

第 17 条 本連盟に所属する準会員の希望者の中から選考する。選考基準及び選考方法は、FID 三 重県選抜チーム監督に委嘱する。

(FID 三重県選抜チームの参加試合)

第 18 条 FID 三重県選抜チームは、原則として日本知的障がい者サッカー連盟及び東海知的障が い者サッカー連盟主催試合と全国障害者スポーツ大会サッカー競技に「FID 三重県選抜チ ーム」として出場することとする。

第7章 会 計

(収入)

- 第19条 本連盟の経費は、次のとおりとし、その収入で運営する。
 - (1) 会費収入
 - (2) 事業にともなう収入
 - (3) 各種助成金
 - (4) 寄付金

(5) その他の収入

(会計年度)

第20条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(収支予算)

第21条 本連盟の収支予算は、理事長が編成し、理事会の承認を経ることとする。

(支出)

- 第22条 本連盟の支出は次のとおりとする。
 - (1) 本連盟の支出は、予算計画に基づき執行するものとする。ただし、理事会において各項目の流用を認めることができる。

(決算)

第23条 本連盟の会計決算は、会計年度終了後速やかに監事の審査を受けなければならない。

第8章 連盟事務局

(事務局)

第24条 本連盟の事務局は、会計宅とする。

附則

(施行期日)

本規約は、設立総会2003年3月2日において議決された日から施行する。

- 2017年4月1日 改定・施行
- 2019年4月1日 改定・施行
- 2024年4月1日 改定・施行